

中京区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法第37条第7項の規定により指定した指定投票区及び同法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和元年11月6日

中京区選挙管理委員会

委員長 富森祥夫

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第14投票区	第1投票区～第13投票区及び 第15投票区～第23投票区	
変更後	第7投票区	第1投票区～第6投票区及び 第8投票区～第23投票区	令和元年 11月6日変更

(中京区選挙管理委員会事務局)